

総社市国民宿舎条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年9月19日

総社市長 片岡 聡 一

総社市条例第30号

総社市国民宿舎条例の一部を改正する条例

総社市国民宿舎条例（平成17年総社市条例第189号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改正後						改正前					
別表第3（第17条関係） 研修室等使用料						別表第3（第17条関係） 研修室等使用料					
種類		使用料（消費税等を含む。）				種類		使用料（消費税等を含む。）			
		9時～13時	13時～16時	13時～18時	18時～21時			9時～13時	13時～18時	18時～21時	
研修室A		6,480円	5,832円	9,720円	9,720円	研修室A		6,480円	9,720円	9,720円	
研修室B		4,320円	3,888円	6,480円	6,480円	研修室B		4,320円	6,480円	6,480円	
コンベンションホール	全面	21,600円	19,440円	32,400円	32,400円	コンベンションホール	全面	21,600円	32,400円	32,400円	
	2分割	10,800円	9,720円	16,200円	16,200円		2分割	10,800円	16,200円	16,200円	
略						略					
備考 略						備考 略					

附 則

この条例は、平成26年10月1日から施行する。